

「熱中症予防声かけプロジェクト／うるおい日本プロジェクト」
ロゴマーク使用規約

(目的)

第1条 この「『熱中症予防声かけプロジェクト／うるおい日本プロジェクト』ロゴマーク使用規約」(以下「本規約」といいます)は、「熱中症予防声かけプロジェクト／うるおい日本プロジェクト」(以下併せて「本プロジェクト」といいます)に会員として参加する企業・団体が本プロジェクトのロゴマーク(以下「プロジェクトロゴ」といいます)を使用する際に遵守すべき事項を定めるものです。

(プロジェクトロゴ)

第2条 プロジェクトロゴは、別に定めるプロジェクトロゴ使用ガイドライン(以下「使用ガイドライン」といいます)に掲記のとおりとします。

2. プロジェクトロゴの仕様を変更する場合には、本プロジェクトの事務局(以下「本事務局」という)が事前に本プロジェクトのホームページ上で会員に通知するものとします。
3. プロジェクトロゴの仕様に変更された場合の、会員による変更前後のプロジェクトロゴの使用については、本事務局から案内します。

(プロジェクトロゴの使用承認等)

第3条 本プロジェクトの会員は、会員登録を完了し、本プロジェクトの会員である期間、本規約の定めに従い、本プロジェクトのホームページからデータをダウンロードし、プロジェクトロゴを使用することができます。

2. 会員は、プロジェクトロゴの使用に関する権利を第三者に譲渡、転貸もしくは担保提供その他の処分を若しくは転貸することはできず、また、第三者に対し使用許諾することはできません。
3. 会員の役員、従業員、構成メンバーを含む個人によるプロジェクトロゴの使用は認められていません。
4. 本プロジェクトの会員資格を喪失した場合には、再び本プロジェクトの会員とならない限り、プロジェクトロゴを使用することはできません。

(プロジェクトロゴの使用管理細則)

第4条 会員は、会員自体の取組みとして、主体的に熱中症予防の啓発に取り組んでいることをアピールするため、本規約および使用ガイドラインの定めに従い、次の範囲でプロジェクトロゴを使用することができます。

- ①会社案内、名刺、ポスター(ただし、特定の商品・サービスのみに関するものは除

きます)等の印刷物における使用

- ②会員のコーポレートサイトその他団体の Web サイト、社内報・会報誌・機関紙・CSR 報告書等の媒体における使用
2. 企業会員および民間団体会員は、プロジェクトロゴの使用にあたり、使用ガイドラインの定めに従い、会員自身が「熱中症予防声かけプロジェクト」「うるおい日本プロジェクト」に参加・応援している旨を示す文言を付記しなければなりません。
3. 使用ガイドラインで指定した以外の色、デザイン、フォントでのプロジェクトロゴの使用をすること、ならびにプロジェクトロゴの変更を行うことはできません。使用ガイドラインに使用時の指定の詳細を記載していますので、使用前に必ずご一読ください。但し、特別会員がプロジェクトロゴを使用する場合に限り、特別会員と協議のうえ変更が認められる場合があります。
4. 次に掲げるプロジェクトロゴの使用を行うことを禁じられています。但し、第1号乃至第5号所定の使用は、特別会員に限り、本プロジェクトの事務局（以下「本事務局」といいます）が認めた企画協力会社の指導・コンサルティングの下、認められます。なお、この場合、特別会員は、企画協力会社に対するコンサルティング費用のお支払いが別途必要になります。
 - ①提供する商品について商品自体に直接使用する場合。
 - ②提供する商品のパッケージ（包装材、段ボール、梱包材、織ネーム・ネームタグ、下げ札等）に使用する場合。
 - ③提供するサービスで利用される道具、器具、什器、車両運搬具、施設等に使用する場合。
 - ④提供する商品またはサービスの名称として使用する場合（名称の一部として使用する場合も含まれます）。
 - ⑤提供する商品またはサービスの品質を担保・保証するものとして使用する場合。
 - ⑥特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で利用される、またはそのおそれがある場合。
 - ⑦本プロジェクトに対する正しい理解の妨げとなる、またはそのおそれがある場合。
 - ⑧法令や公序良俗に反する、またはそのおそれがある場合。
 - ⑨犯罪につながる、またはそのおそれがある場合。
 - ⑩第三者の財産・権利・名誉・信用を不当に侵害し、またはそのおそれがある場合。
 - ⑪不当な利益を上げるために利用される、またはそのおそれがある場合。
 - ⑫特定の個人または企業・団体の売名に利用される、またはそのおそれがある場合。
5. 会員がプロジェクトロゴを使用した施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用した会員の責任の下に必要な措置を講じるものとします。
6. 会員がプロジェクトロゴの使用に際し第三者から権利侵害を理由とする請求、苦情等が申し立てられた場合には、すみやかに本事務局にその旨を通知し、当該第三者か

らの請求等に対して攻撃防御の機会を与えるものとします。会員によるプロジェクトロゴの使用が本使用規約または使用ガイドラインに違反している場合、当該第三者からの請求等の原因がプロジェクトロゴを使用した商品・媒体等に起因する場合、その他会員側に起因する場合を除き、本事務局が責任をもってこれに対応するものとし、請求等を受けた会員はこれに合理的な範囲で紛争解決に協力するものとします。

(規約の改訂)

第6条 本規約は、本事務局により必要に応じて改訂される場合があります。改訂に際しては本プロジェクトのホームページ上等でその旨を知らせることとします。

附 則

(改訂履歴)

- ・平成27年2月12日制定・施行
- ・平成30年4月1日改訂・施行
- ・令和元年10月1日改訂・施行
- ・令和2年7月1日改訂・施行